

訪問看護サービス

重要事項説明書

合同会社あったか

訪問看護重要事項説明

1. 当事業所の概要

(1) 事業所の概要

事 業 者	合同会社あったか
代 表 者	代表社員 佐藤 寿賀子
事 業 所 名	あったか訪問看護ステーション平野
所 在 地	大阪府大阪市平野区瓜破 2 - 2 - 7 ケンジントンハウス 207
連 絡 先	TEL ; 06-7172-9594 /FAX; 06-7172-9594
管 理 者	佐藤 寿賀子
サービス提供地域	平野区、東住吉区

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(2) 営業時間

平 日	午前 9 : 0 0 ~ 午後 6 : 0 0
定 休 日	土曜・日曜・祝日・年末年始（12／29～1／3）

(3) 職員体制

職種	資 格
管 理 者	看護師
看 護 師	看護師
理学療法士	理学療法士
作業療法士	作業療法士

2. 当事業所の連絡窓口（相談・苦情・キャンセル連絡など）

連 絡 窓 口	電話番号：06-7172-9594
担 当 部 署	あったか訪問看護ステーション平野
担 当 者	佐藤 寿賀子（さとう すがこ）
受 付 時 間	午前9：00～午後6：00 ※ 必要に応じて24時間対応

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市区町村でも受付けております。

3. 事業の目的・運営方針

（1）目的

・訪問看護サービスの実施にあたっては、かかりつけの医師の指示のもと、ご利用者様の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるよう支援する。

（2）運営

・各事業所は事業者とは独立して位置づけるものとし、訪問看護サービス・物品管理・財務・人事等に関しては管理者の責任において実施する。

・訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療機関、保健・福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

4. サービスについて

（1）内容

1) 訪問看護サービスでは、ご利用者様の居宅において療養上の世話又は必要な診療の補助などを実施します。

①健康状態の観察（血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察）

②日常生活上の看護（清潔・排泄・食事など）

③リハビリテーションの実施

④療養生活や介護方法の指導

⑤認知症の看護

⑥カテーテル類の管理

⑦生活用具や在宅サービスの利用方法についての相談

⑧終末期の看護

⑨その他、医師の指示による医療処置

2) 訪問看護サービスの提供を開始する際に主治医の指示を文書で受け「訪問看護計画書」を作成しそれに沿って計画的にサービスを提供します。

3) 次の日程により訪問看護サービスを提供します。

サービス実施日	サービス提供時間帯
曜日	； から ；
曜日	； から ；
曜日	； から ；
曜日	； から ；

※緊急時や主治医の指示がある場合はこの限りではありません。

※必要に応じて見直す場合があります。

(2) 記録等

1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録書」などの書面に記載します。

2) 事業者は、一定期間ごとに「訪問看護計画書」の内容に沿ってサービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「訪問看護報告書」その他の記録を作成します。

3) 事業者は、前記「訪問看護記録書」その他の記録を作成完成後5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、または実費負担によりその写しを交付します。

(3) 終了について

1) ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに、文書でお申し出ください。

2) 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、

終了日の1ヶ月までに、文書で通知いたします。

3) 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）

- ・ ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・ ご利用者様が亡くなられた場合

4) 契約解除

- ・ 当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。
- ・ ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず7日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

5) その他

- ・ ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
- ・ 訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・ ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

5. 利用料金

(1) 利用料金

- ・ ご利用者さまから頂くご利用料金は、健康保険法その他関係法令利用料に基づく金額で別紙のとおりです。
- ・ サービスを実施した翌月に請求書を発行し、ご利用料金は指定の金融機関口座からの引き落としを原則とさせていただきます。

・ご利用様の都合によるキャンセルは、サービス開始時間までに連絡窓口までお伝えください。連絡のなき場合には全額実費でご利用料金をご負担していただく場合がございます。

6. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者：管理者 佐藤 寿賀子

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

7. 事故発生時の対応

- (1) 訪問看護の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族等、市町村、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
 - (2) 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。
- ただし、当該損害について当ステーションの責任を問えない場合はこの限りではありません。

8. 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

主 治 医	病 院 名	
	主治医氏名	
	連 絡 先	
ご 家 族	氏 名	(続柄：)
	連 絡 先	
緊急連絡先	氏 名	(続柄：)
	連 絡 先	
主治医・ご家族などへの 連 絡 基 準		

9. 秘密の保持

当事業所が行う指定訪問看護において、業務上知り得た利用者の情報は硬く秘密を保持します。

従業員が退職後も在職中に知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じます。

10. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- 1) 看護師等は年金の管理、金銭の貸借など金銭の取り扱いは致しかねますので、ご了承ください。
- 2) 看護師等は老人保健法上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされており、同居家族に対する訪問看護サービスは禁止されておりますので、ご了承ください。
- 3) 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

医療保険による訪問看護費

R6 年 6 月施行

算 定 項 目	条 件 等	料 金	基本利用料（利用者負担）		
			1 割負担	2 割負担	3 割負担
訪問看護基本療養費（Ⅰ） （1 日につき） ※（）の料金は准看護師の場合	週 3 日まで （30 分未満）	4,250 円 （3,870 円）	425 円 （387 円）	850 円 （774 円）	1,275 円 （1,161 円）
	週 3 日まで （30 分以上）	5,550 円 （5,050 円）	555 円 （505 円）	1,110 円 （1,010 円）	1,665 円 （1,515 円）
	週 4 日目を以降 （30 分未満）	5,100 円 （4,720 円）	510 円 （472 円）	1,020 円 （944 円）	1,530 円 （1,416 円）
	週 4 日目を以降 （30 分以上）	6,550 円 （6,050 円）	655 円 （605 円）	1,310 円 （1,210 円）	1,965 円 （1,815 円）
訪問看護基本療養費（Ⅲ）★1 （1 日につき 2 人まで） ※（）の料金は准看護師の場合	週 3 日まで （30 分未満）	4,250 円 （3,870 円）	425 円 （387 円）	850 円 （774 円）	1,275 円 （1,161 円）
	週 3 日まで （30 分以上）	5,550 円 （5,050 円）	555 円 （505 円）	1,110 円 （1,010 円）	1,665 円 （1,515 円）
	週 4 日目を以降 （30 分未満）	5,100 円 （4,720 円）	510 円 （472 円）	1,020 円 （944 円）	1,530 円 （1,416 円）
	週 4 日目を以降 （30 分以上）	6,550 円 （6,050 円）	655 円 （605 円）	1,310 円 （1,210 円）	1,965 円 （1,815 円）
訪問看護基本療養費（Ⅲ）★1 （1 日につき 3 人以上） ※（）の料金は准看護師の場合	週 3 日まで （30 分未満）	2,130 円 （1,940 円）	213 円 （194 円）	426 円 （388 円）	639 円 （582 円）
	週 3 日まで （30 分以上）	2,780 円 （2,530 円）	278 円 （253 円）	556 円 （506 円）	834 円 （759 円）
	週 4 日目を以降 （30 分未満）	2,550 円 （2,360 円）	255 円 （236 円）	510 円 （472 円）	765 円 （708 円）
	週 4 日目を以降 （30 分以上）	3,280 円 （3,030 円）	328 円 （303 円）	656 円 （606 円）	984 円 （909 円）
訪問看護基本療養費（Ⅳ）★2		8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円
訪問看護管理療養費 （1 日につき）	月の初日	7,670 円	770 円	1,534 円	2,301 円
	2 日目を以降	2,500 円	250 円	500 円	750 円
24 時間対応体制加算	1 回/月	6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円
緊急訪問看護加算	1 日につき（14 日まで）	2,650 円	265 円	530 円	795 円
	1 日につき（15 日以降）	2,000 円	200 円	400 円	600 円
特別管理加算 ★3	（Ⅰ） 1 回/月	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
	（Ⅱ） 1 回/月	2,500 円	250 円	500 円	750 円
複数名訪問看護加算	1 回/日	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
難病等複数回訪問加算 ★4	1 日に 2 回	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
	1 日に 3 回以上	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
退院時共同指導加算 ★5	1 回	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円

特別管理指導加算 ★6		2,000 円	200 円	400 円	600 円
算 定 項 目	条 件 等	料 金	基本利用料（利用者負担）		
			1 割負担	2 割負担	3 割負担
退院支援指導加算 ★7	90 分未満	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
	90 分以上	8,400 円	840 円	1,680 円	2,520 円
在宅患者連携指導加算 ★8	1 回/月	3,000 円	300 円	600 円	900 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 ★9	2 回/月まで	2,000 円	200 円	400 円	600 円
看護・介護職員連携強化加算	1 回/月	2,500 円	250 円	500 円	750 円
夜間・早朝訪問看護加算 (夜間 18:00～22:00) (早朝 6:00～8:00)	1 回	2,100 円	210 円	420 円	630 円
深夜訪問看護加算 (22:00～6:00)	1 回	4,200 円	420 円	840 円	1,260 円
長時間訪問看護加算 ★10	1 回/週	5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円
訪問看護情報提供療養費 1 ★11	1 回/月	1,500 円	150 円	300 円	450 円
訪問看護情報提供療養費 2 ★12	1 回/月	1,500 円	150 円	300 円	450 円
訪問看護情報提供療養費 3 ★13	1 回/月	1,500 円	150 円	300 円	450 円
ターミナル療養費 1 ★14		25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
ターミナル療養費 2 ★15		10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円

- ★1 : 同一建物居住者への訪問看護に対する療養費
★2 : 入院中に 1 泊 2 日以上外泊する場合算定
★3 : (I) 留置カテーテル・気管切開・気管カニューレ等使用 (II) (I) 以外の方
★4 : 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、特別訪問看護指示書期間の利用者に対して算定
★5 : 入院中病院で共同指導した場合
★6 : 退院後特別な管理が必要な者に対して、退院時共同指導を行った場合に追加
★7 : 退院当日に訪問した場合算定
★8 : 往診医と情報共有した場合算定
★9 : 状態の急変等に伴い往診医等とカンファレンスした場合算定
★10 : 厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対して算定
★11 : 厚生労働大臣が定める疾病のうち市町村からの求めに応じて情報を提供した場合
★12 : 厚生労働大臣が定める疾病のうち義務教育学校からの求めに応じて情報を提供した場合
★13 : 保険医療機関に入院した場合
★14 : 在宅、特別養護老人ホーム等で亡くなられた場合
★15 : 看取り介護加算等を算定している方で特別養護老人ホーム等で亡くなられた場合

<その他の自己負担額>

◇土曜・日曜・祝日・12 月 29 日～1 月 3 日の訪問 2,500 円/回 (別表 7・別表 8 に該当の方は除く)

◇延長料金 (★10 対象以外の方に 90 分以上の訪問を行った場合) 4,500 円/30 分

◇死後の処置 15,000 円

本書面に基づき重要事項の説明を行いました。これを証するため本書2通を作成し、契約者及び事業所が記名押印の上、各1通を保有するものとします。

重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
---------------	-------------------------

法 人 名 称	合同会社 あったか
代 表 者	代表社員 佐藤 寿賀子
事 業 所 名	あったか訪問看護ステーション平野
事 業 所 所 在 地	大阪府大阪市平野区瓜破2-2-7 ケンジントンハウス207
説 明 担 当 者	

本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、訪問看護サービスの提供開始に同意しました。

利 用 者

住 所：

氏 名：

代 理 人

住 所：

氏 名： (続柄)